

悪臭防止法の一部を改正する法律案参照条文

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（事故時の措置）

第十七条（第一項 略）

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

（第三項 略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うことができる。

（第二項 略）

二 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）

（異常現象の通報義務）

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩<sup>えい</sup>その他の異常な現象の発生に定する場所に通報しなければならない。

（第二項 略）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得